

議案第 7 9 号

北名古屋市下水道条例の一部改正について

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、水道法の一部改正に鑑み、指定工事店の指定の基準を改めるため及び排水設備工事責任技術者の登録等の事務が愛知県下水道協会へ移管されるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道条例（平成１９年北名古屋市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項第４号中「第１４条の規定により交付された」を削る。

第８条第１項第４号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第９条第１項中「次条第１項に」を「愛知県下水道協会（以下「県協会」という。）の」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、県協会に対しその事実を報告するものとする。

(1) 県協会の定める責任技術者の欠格条項に該当することが判明したとき。

(2) 第９条第２項の規定に違反したとき。

(3) 排水設備工事上の行為について不正があったとき。

第１０条から第１２条までを次のように改める。

第１０条から第１２条まで 削除

第１３条中「愛知県下水道協会」を「県協会」に改める。

第１４条を次のように改める。

（責任技術者証）

第１４条 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第３６条第１項第３号及び第４号を削る。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第８条の改正規定は、令和元年１２月１４日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北名古屋市下水道条

例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項の責任技術者である者（以下「旧責任技術者」という。）又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に愛知県内の下水道事業管理者（市の管理者を除く。以下同じ。）の定めた条例又は管理規程により責任技術者として登録を受けた者は、この条例による改正後の北名古屋市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項の責任技術者とみなす。

- 3 前項の適用を受ける旧責任技術者を専属させるときは、改正後の条例第7条第3項第4号に規定する書類に加え、合格証又は修了証の写しを添付しなければならない。
- 4 この条例の施行の際改正前の条例第14条第1項により交付された責任技術者証又は施行日前に愛知県内の下水道事業管理者の定めた条例又は管理規程により交付された責任技術者証は、改正後の条例第14条の責任技術者証とみなす。